

○経済産業省告示第八十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第二項及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の二第五項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を次のように定め、公布の日から施行する。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田光一

事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示

（公表及び届出の義務）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする法人であつて、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上であるもの（以下「法人」という。）は、様式第一に従い、厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号に規定する事項を記載した事業上の関係者との関係の構築の方針を公表するとともに、その旨を経

済産業大臣に届け出なければならない。

(公表の方法及び期間)

第二条 前条の規定による公表は、当該法人のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前条の規定による公表の期間は、租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項又は地方税法附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して一年を経過する日のうち、いずれか遅い日までとする。

(届出の方法及び期間)

第三条 第一条の規定による届出は、様式第二に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出することにより行うものとする。

一 法人の名称並びに代表者の氏名及び住所

二 適用事業年度

三 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表日及び当該公表に係るホームページアドレス

2 前項の規定による届出は、適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日までに行うものとする。

(届出の受理)

第四条 前条第一項の届出を受理した旨の通知は、様式第三による通知書によって行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による通知を行ったときは、第二条第二項に規定する公表の期間が終了するまでの間、届出書に記載されたホームページアドレスに事業上の関係者との関係の構築の方針の公表が行われていることを定期的に確認するものとする。

(届出事項の変更)

第五条 法人は、前条第一項の規定による通知書を受理した後において、第一条の規定により公表した事業上の関係者との関係の構築の方針に変更があったとき又は第三条第一項に掲げる事項に変更があったときは、様式第四に従い、速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理した旨の通知は、様式第三による通知書によって行うものとする。

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「柱書」は、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、新たに文章を追加するなど自社の方針・取組に応じた記載とすること。ただし、下線を付した用語は必ず盛り込むこと（公表時には下線は削除）。
2. 「1. 従業員への還元（必須記載）」は、前段については、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、自社の方針・取組に応じた記載とすること。ただし、下線を付した用語を必ず盛り込むこと（公表時には下線は削除）。後段の個別項目については、「賃金の引上げ」及び「人材投資」の項目について、必ず、自社の取組内容を具体的に記載した文章を追加すること。
3. 「2. 取引先への配慮（必須記載）」は、パートナーシップ構築宣言の登録日とURLを記載すること。
4. 「3. その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）」は、その他のステークホルダーに関する取組などがあれば、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、自社の取組内容を具体的に記載した文章を記載すること。
5. 「令和 年 月 日」は、マルチステークホルダー方針の公表日を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第二

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書

経済産業大臣

殿

令和 年 月 日

令和四年経済産業省告示第八十八号第一条に基づき、「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、下記のとおり届け出ます。

届出者（氏名又は名称及び代表者の氏名）

住 所

1. 届出者に係る情報

法人名	
代表者氏名	
住所	

2. 税制の適用に係る情報

税制の適用を受けようとする事業年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度
-------------------	---------------------------

3. 「マルチステークホルダー方針」の公表に係る情報

公表日	令和 年 月 日
公表URL	

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

経 済 産 業 省

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書／変更届出書の受理（通知）

令和 年 月 日付をもって届出がありました上記の件については、令和四年経済産業省告示第八十八号第四条第一項／第五条第二項に基づき、下記のとおり届出書／変更届出書を受理したので、通知します。

1. 届出者に係る情報

法人名	
代表者氏名	
住所	

2. 税制の適用に係る情報

税制の適用を受けようとする事業年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度
-------------------	---------------------------

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第四

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の変更届出書

経済産業大臣 殿

令和 年 月 日

令和四年経済産業省告示第八十八号第五条第一項に基づき、「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、下記のとおり変更したため、届け出ます。

届出者（氏名又は名称及び代表者の氏名）

住 所

1. 届出者に係る情報

法人名	
代表者氏名	
住所	

2. 変更の内容

変更前の情報	
変更後の情報	

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。